国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>別表
<table>
<tr><th>小委員会名称</th><th>委員構成</th><th>所掌事項</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>温室効果ガス対策小委員会</td><td>・第３条第１項第１号の委員
・第３条第１項第２号の委員
・第３条第１項第３号の委員
・環境安全管理センター副センター長
・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者　各１人
・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長
・学務部長、研究・財務戦略部長及び総務・経営企画部長
・研究・財務戦略部財務課長、研究・財務戦略部施設整備課長及び総務・経営企画部総務課長
・府中地区事務部事務部長及び小金井地区事務部事務部長
・環境安全管理室専門職員　１人
・その他委員会が必要と認める者</td><td>・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関すること
・地球温暖化対策計画の策定に関すること
・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関すること
・地球温暖化対策報告の作成に関すること
・その他必要な事項</td></tr>
</table>
</td>
<td>別表
<table>
<tr><th>小委員会名称</th><th>委員構成</th><th>所掌事項</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>温室効果ガス対策小委員会</td><td>・第３条第１項第１号の委員
・第３条第１項第２号の委員
・第３条第１項第３号の委員
・環境安全管理センター副センター長
・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者　各１人
・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長
・学務部長、研究・財務戦略部長及び総務・経営企画部長
・研究・財務戦略部財務課長、研究・財務戦略部施設整備課長及び総務・経営企画部総務課長
・府中地区事務部事務部長及び小金井地区事務部事務部長
・総務・経営企画部総務課環境安全管理室専門職員　１人
・その他委員会が必要と認める者</td><td>・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関すること
・地球温暖化対策計画の策定に関すること
・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関すること
・地球温暖化対策報告の作成に関すること
・その他必要な事項</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

附　則（令和３年６月15日規程第31号）

この規程は、令和３年６月15日から施行し、令和３年４月１日から適用する。